

第1回「外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議」 議事録

開催日時：令和7年11月27日（木）
午後5時14分から午後6時42分まで
於：合同庁舎4号館408会議室

[有識者]

林座長、齋藤聖子委員、齊藤広子委員、境田委員、四方委員、島村委員、高橋委員、田村委員、松尾委員、結城委員、吉原委員

[参加府省庁]

内閣官房外国人との秩序ある共生社会推進室、内閣府、警察庁、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、国土交通省、観光庁、防衛省

1 開 会

○片山外国人との秩序ある共生社会推進室参事官　これより第1回外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議を開催します。

本日は御多忙のところ本会議に御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日進行を担当します内閣官房外国人との秩序ある共生社会推進室の片山と申します。

本日の会議は、会場参加とウェブ参加を組み合わせたハイブリッド形式で開催させていただきたいと思います。

それでは、会議の開催に当たりまして、鈴木内閣府副大臣から御挨拶を頂きたいと思います。

鈴木副大臣、よろしくお願ひいたします。

○鈴木副大臣　内閣府副大臣の鈴木でございます。

着座にて御挨拶させていただきます。

第1回の外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議の開催に当たり、御挨拶をさせていただきます。

座長始め、それぞれの分野での御知見を有する委員の皆様方におかれましては、御多忙の折にもかかわらず有識者会議に御参加いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

人口減少に伴う人手不足の状況の我が国において、現状、外国人材を必要とする分野があることは事実であり、インバウンド観光も重要であります。しかし、一部の外国人による違法行為やルールからの逸脱に対し、国民の皆様が不安や不公平を感じる状況が生じていることもまた事実であります。排外主義とは一線を画しますが、こうした行為に政府として毅然と対応することは、外国人との秩序ある共生社会を実現するために必要であります。

今般、政府一体となって総合的な検討を行うため、外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議が設置されましたが、本有識者会議は、関係閣僚会議の下、国民及び我が国で生活する外国人にとって安全・安心な秩序ある共生社会の在り方、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題について調査し、関係閣僚会議に対して意見を述べること

を目的として設けられたものです。

11月4日に開催された第1回関係閣僚会議では、高市総理から、第1に、既存のルールの遵守・各種制度の適正化に向けた取組、第2に、土地取得等のルールの在り方を含む、国土の適切な利用及び管理に向けた取組を進めるよう指示がありました。

総理の指示を受け、来年1月をめどに、基本的な考え方や取組の方向性をお示しできるよう検討を進めてまいりますが、検討に当たっては、ぜひ林座長を始め、委員の皆様の専門的な御知見をお借りしたいと考えておりますので、活発な御議論をよろしくお願ひ申し上げます。

最後になりますが、本有識者会議が外国人との秩序ある共生社会の実現に向けて有益な場となることを強く期待をし、私の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○片山外国人との秩序ある共生社会推進室参事官 鈴木副大臣、ありがとうございました。

それでは、恐縮ですが、プレスの方は御退室をお願いいたします。

(プレス退室)

○片山外国人との秩序ある共生社会推進室参事官 それでは、まずお手元の資料の御確認をさせていただきます。

お手元に議事次第、資料1から資料4、それから参考資料を配付させていただきました。過不足のある方いらっしゃれば、おっしゃっていただければと思いますが、大丈夫でしょうか。

では、続きまして、本会議の座長を御紹介いたします。

座長につきましては、国立社会保障・人口問題研究所所長の林玲子様が指名され、お引受けいただいています。

それでは、林座長から御挨拶を賜りたいと思います。

林座長、よろしくお願ひいたします。

○林座長 御紹介ありがとうございました。国立社会保障・人口問題研究所の所長をしております林玲子と申します。

私は、本有識者会議の前身となる「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」において共生社会の在り方及び中長期的な課題について議論を行ったり、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップに関する意見聴取会」において「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）の進捗管理に携わってきました。今般、本有識者会議において秩序ある共生社会実現に向けた議論を行うことになったこと、土地についても政策のステージに上ってきたことで、まさに新しい時代に入ってきたと思っております。

それでは、今日はどうぞ活発な議論をよろしくお願ひいたします。

○片山外国人との秩序ある共生社会推進室参事官 林座長、ありがとうございました。

続きまして、本会議の委員の皆様方を御紹介いたします。

資料1－2に記載の順番で御紹介させていただきたいと思います。

お名前を御紹介した委員におかれましては、大変恐縮ですが、一言御挨拶を順に頂ければ

と思います。よろしくお願ひします。

それでは、まず早稲田大学総合研究機構アジア国際移動研究所招聘研究員の齋藤聖子先生。

○齋藤聖子委員 皆様、初めまして。齋藤でございます。

私は主に国際移動の研究をしておりまして、その中でも送出国及び経由国の中の政策及び送出エージェントのようなところ、仲介業者、あとは移動する方々の意思決定のメカニズムのようなものを研究しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○片山外国人との秩序ある共生社会推進室参事官 続きまして、横浜市立大学国際教養学部教授、齋藤広子様。

○齊藤広子委員 オンラインで失礼いたします。齋藤広子でございます。

私は不動産学、特にマンションについて研究させていただいております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○片山外国人との秩序ある共生社会推進室参事官 続きまして、TMI総合法律事務所パートナー弁護士の境田正樹様。

○境田委員 弁護士の境田と申します。よろしくお願ひいたします。

私は、ここ4年ほどは経済安全保障分野を中心にリーガルサービスを行っております。

恐らく今回、経済安全保障分野の知識の提供を期待されて本有識者会議の構成員に選ばれたのではないかと拝察しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○片山外国人との秩序ある共生社会推進室参事官 続きまして、中央大学法学部教授、四方光様。

○四方委員 私もオンラインで失礼いたします。中央大学法学部の四方でございます。

大学では刑事政策、犯罪学、社会安全政策論を担当させていただいております。また、かつて警察庁に勤務したことがあり、外国人犯罪対策を担当したことがあります。どうかよろしくお願ひいたします。

○片山外国人との秩序ある共生社会推進室参事官 続きまして、立教大学法学部教授、島村暁代様。

○島村委員 立教大学法学部の島村暁代と申します。

専門は社会保障法と労働法です。特に年金や高齢期の社会保障制度について研究しています。また、ブラジルに留学経験があり、ブラジル人就労者の法律問題に関心を持ちまして、ロースクールに行ったという経歴を持っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○片山外国人との秩序ある共生社会推進室参事官 続きまして、株式会社日本総合研究所チエアマン・エメリタスの高橋進様。

○高橋委員 高橋と申します。よろしくお願ひいたします。

私も林座長と同様、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の改訂やロードマップの進捗管理に携わってきましたが、このような政策についても対応策の補強・再編が必要だと思います。加えまして、私は今「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」の座長も務めておりまして、外国人の労働や雇用等の観点からも貢献できればと考えております。よろしくお願ひいたします。

○片山外国人との秩序ある共生社会推進室参事官 続きまして、一般財団法人ダイバーシティ研究所代表理事の田村太郎様。

○田村委員 田村でございます。よろしくお願ひします。

私も林座長、高橋委員、結城委員と同じくロードマップの策定や進捗管理に携わってきました。私は、従来のロードマップの施策も評価すべきものだと思っていますが、これを機に各施策を着実に強化していくことができればと考えております。外国人の方も決して無秩序は望んでいないと思いますので、誰もが安心できる社会の実現に寄与できればと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

○片山外国人との秩序ある共生社会推進室参事官 続きまして、慶應義塾大学大学院法務研究科教授、松尾弘様。

○松尾委員 松尾でございます。

私は、専門は民法と開発法学という分野ですが、特に土地所有権制度や不動産取引法の比較的研究をしてまいりました。私は現在、ロースクールに併設されておりますL L Mプログラムのディレクターに就いておりまして、常時 50 名強の留学生たちの相談等に乗っています。そういった経験も活かすことができると考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○片山外国人との秩序ある共生社会推進室参事官 続きまして、群馬大学大学教育・学生支援機構教授・キャリアサポート室長の結城恵様。

○結城委員 ありがとうございます。私は群馬大学の結城恵です。

私は 30 年間、教育社会学の専門家として群馬県を拠点に無就学の子供たちの教育支援、外国人学校児童生徒の健康診断、留学生の就職促進、高齢期を迎える外国人住民のためのやさしい日本語普及など、ライフステージ全体を見据えた実践の展開をしてまいりました。また、現在は出入国在留管理庁の政策懇談会委員を務めるとともに、ロードマップの進捗管理にも携わっています。この進捗管理においては省庁連携が進んでいましたが、本有識者会議においても省庁連携が進むことを強く期待しています。

これまで外国人の秩序ある受入れについて模索してきました。今般、国が外国人との秩序ある共生社会の実現に向けて取り組むことは大きなステージアップになると考えています。日本人のみならず良識ある外国人も秩序ある共生社会を望んでいると思います。少しでも多くお手伝いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

○片山外国人との秩序ある共生社会推進室参事官 続きまして、公益財団法人東京財団政策研究部マネージャーの吉原祥子様。

○吉原委員 吉原と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

公益財団法人の東京財団において土地政策、特に所有者不明土地問題に関心を持ち、研究を続けてきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○片山外国人との秩序ある共生社会推進室参事官 本会議は、以上御紹介しました 11 名の先生方に加えまして、本日は御都合により御欠席となっております東京学芸大学名誉教授の佐藤郡衛委員を加えた 12 名により構成されております。

それでは、以後の進行は林座長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○林座長 了解いたしました。

2 議 事

(1) 「外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議」の開催について

○林座長 それでは、議事 1 「外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議」の開

催についてでございます。

資料1－1のとおり、本有識者会議は11月4日に行われた外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議において開催が決定されました。

続いて、会議の公表など会議開催に当たっての基本的な事項について確認させていただきます。

資料1－3を御覧ください。

まず、運営要領の項目1のとおり、本有識者会議につきましては、円滑かつ公正な議論及び意見聴取を担保するため原則として非公開とさせていただきたいと思います。

項目2のとおり、配付資料は原則会議終了後に公表したいと考えておりますが、公になつていらない資料を会議の場で御覧いただくことも考えられますので、そのような場合は公表・非公表の判断をその都度行うようにしたいと考えます。

それから、項目3のとおり、各会議後に事務局において議事を作成し、公表したいと考えます。ただし、座長が必要と認めるときは、その全部又は一部を非公表とすることができるこことしたいと思います。

最後に、項目4のとおり、この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定めることとしたいと思います。

確認事項は以上のとおりですが、このようなやり方で進めることで御了承いただけますでしょうか。

皆さん、うなずいていただきました。ありがとうございます。異議がないことを確認させていただきました。

それでは、このように進めたいと思います。

(2) 「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」について

○林座長 それでは、議事の2に移ります。

議事2は「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○片山外国人との秩序ある共生社会推進室参事官 議事2につきまして、簡潔に御説明いたします。

まず、お手元の資料2－1「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議について」という資料を御覧ください。

本年11月4日に、高市総理出席の下で、第1回外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議が開催されました。同会議は、外国人の受入れ・秩序ある共生に係る施策の司令塔機能を強化する観点から、内閣官房長官を議長とし、外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣及び法務大臣を副議長とした上で、これまであった外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議を改組したものになります。

資料2－2も併せて御覧いただければと思ひますけれども、この会議におきましては、総理から各閣僚に対しまして、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けて、第1に「既存のルールの遵守・各種制度の適正化に向けた取組」、第2に「土地取得等のルールの在り方を含む、国土の適切な利用及び管理に向けた取組」を進めるよう指示がありました。

その上で、実施可能な施策は順次実施し、来年1月を目指し、基本的な考え方や取組の方

向性を示すようにも指示があったものでございます。

関係閣僚会議に関する御説明は以上でございます。

○林座長 ありがとうございました。

ただいま事務局から頂いた御説明に関連して、委員の皆様方から御質問があれば頂ければと思いますがいかがでしょうか。対面の方は挙手を、オンラインの方は挙手機能を使っていただければと思います。

特にございませんでしょうか。

それでは、特に質問はないということで、続けていきたいと思います。

(3) 外国人を取り巻く現状等について

○林座長 続いて、議事3「外国人を取り巻く現状等」についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○安東外国人との秩序ある共生社会推進室参事官 内閣参事官の安東と申します。

私から、資料3の外国人を取り巻く現状等について、項目1から9について御説明いたします。

資料1ページ「出入国在留管理行政の現状と取組」を御覧ください。外国人出入国者数や在留外国人の推移、難民認定者数の推移等が記載されています。近年、外国人入国者数や在留外国人数は増加の一途を辿っています。特に在留外国人数は、令和7年6月末で過去最高の約395万6,000人となっております。

資料2ページから4ページは、就労目的で在留が認められる主な在留資格の技能水準等や在留外国人の在留資格別内訳、在留外国人の在留資格別の外国人数の変化を記載しています。

次に5ページの刑法犯検挙に占める来日外国人犯罪の割合の推移を御覧ください。

刑法犯検挙件数・人員に占める来日外国人犯罪の割合は、令和2年からほぼ横ばいで推移していましたが、令和5年から2年連続で増加しています。

続きまして、6ページの「国民健康保険における外国人被保険者データ」を御覧ください。年齢別被保険者数のグラフにありますとおり、外国人被保険者は若年者層が多く、加入者数に比して総医療費等の割合は小さい一方で、厚生労働省が約150の地方公共団体に聞き取りを行った結果、保険料収納率は日本人より低いという結果が出ています。

続きまして、7ページの「外国人患者の未収金の状況」を御覧ください。これは、医療機関へのアンケート調査による毎年9月の未収金実績を表したものです。令和5年9月は約2億4,465万円が未収金になっており、令和6年9月は約2億3,291万円が未収金となっています。

続きまして、8ページの「世帯主が日本国籍を有さない世帯に属する被保護人員数」を御覧ください。世帯主が日本国籍を有さない世帯に属する被保護人員数は年々微減傾向にあります。

次の9ページも関連の資料ですが割愛します。

次に、10ページの「児童手当の外国人支給児童数の把握について」を御覧ください。外国人支給児童数は令和5年度には約30万人となり、年々増加している傾向にあります。

11ページは「小・中・高等学校に在籍する外国人児童生徒数」に関する統計です。

12ページは「公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移」に関する統計です。

日本語指導が必要な児童生徒数は約 10 年間で 1.9 倍に増えています。

次のページは「日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の言語別在籍状況」についてです。

14 ページの「インバウンドの状況」を御覧ください。2024 年の訪日外国人旅行者数は約 3,700 万人となり過去最高を記録しております。

他方で、15 ページの「インバウンドの状況（延べ宿泊者数）」を御覧ください。インバウンドの宿泊数の約 7 割が東京、大阪、京都を含む三大都市圏に集中し、地方部については約 3 割にとどまっています。

16 ページは「民泊事業に係る外国人の宿泊者数」についてですので御参考ください。

最後に、17 ページですけれども、これは内閣府が所管する特区民泊の実績です。直近認定状況を見ますと、大阪市における認定が約 7,000 件となり、合計認定数約 7,500 施設の約 9 割が大阪市に集中しているという状況が分かります。

次に、土地関係について説明します。

○槙島外国人との秩序ある共生社会推進室参事官 内閣官房の槙島と申します。

私の方から土地関係を報告いたします。

初めに、資料 18 ページから 22 ページは、外国人による土地取得等に対する地域の声を幾つかの類型に分けて整理したものでございます。

18、19 ページは既存ルールの周知・厳格な運用が求められる事案として整理したものです。18 ページの事案は、必要な手続を経ずに森林開発が行われ、行政指導により現在工事が停止している事例です。

19 ページは新たに賃貸マンションのオーナーとなった外国人が、家賃の引上げを一方的に通知し、その後撤回されたという事例です。

続いて、20 ページを御覧ください。

こちらは外国人による不動産保有及び投機的取引の実態把握が求められる事例として整理したもので、マンション価格高騰についてです。国交省において実態調査を行い、一昨日、その結果を公表したところですので、後ほどまた別の資料で御紹介します。

21 ページは地域住民の理解と地域との共生が必要な事案として整理しています。外国人向けの住宅の建設のために農地転用が行われたという事例ですが、地元住民の方々の不安の声を受け、地元町内会及び事業者による協議体が設置される予定と伺っています。

22 ページは安全保障の観点から外国人の土地取得に懸念が示された事例です。外国人による防衛施設周辺の土地の大規模取得に対し地元の方々から懸念が示されているというものです。

資料 23 ページ以降が、先述のマンションの取引に関する国交省の調査・実態把握の結果です。不動産登記の情報を基に、いわゆる大都市部における新築マンションの短期売買と国外からの取得の状況を調査したものになります。

24 ページが新築マンションの短期売買の結果です。右上の表のとおり、中心部に行くほど短期売買の割合が高くなる傾向が見られますが、左下にあるとおり、その年にどのようなマンションが供給されたかによって、短期売買の数値は大きく変動することが確認されています。

25 ページは国外からの新築マンションの取得状況の調査結果でして、中心部に行くほど国外からの取得割合が高いという傾向が見られると同時に、年によってどのようなマンション

が供給されたかによって国外からの取得割合にばらつきが見られます。

26 ページは令和 7 年 11 月 25 日に発表された分譲マンションの投機的短期転売問題に対する一般社団法人不動産協会の自主的な取組です。登録・購入戸数の上限制限や引渡しまでの売却活動禁止といった対応を会員各社の判断により取ることとされています。

続いて、資料 28 ページを御覧ください。こちらは安全保障の観点からの土地等の取得状況の調査結果です。重要土地等調査法に基づく調査により判明した重要施設周辺や国境離島等における土地・建物の取得状況の結果をまとめたものです。令和 5 年度に注視区域内で取得された土地等は 1 万 6,862 筆個でしたが、そのうち外国人・外国系法人による取得数は 371 筆個、全体の 2.2% でした。29 ページに調査結果の内訳を掲載しておりますが、国別では中国が最も多く、都道府県別では東京都が最も多くなっています。

次に 30 ページの「土地等所有情報に関する各種制度における国籍把握の状況」を御覧ください。我が国には、不動産登記を始め、土地・建物の所有者の情報を把握する制度が幾つかありますが、所有者の国籍については必ずしも把握できていません。農地法の許可申請や重要土地等調査法の届出では既に申請者の国籍を把握していますが、不動産登記や森林法の届出については国籍を把握する仕組みがない状況です。

最後に、32 ページを御覧ください。現在、政府では不動産ベース・レジストリの整備を進めています。行政機関が不動産登記情報をデータとして機械的に利用できるようにするために、いわゆる表記揺れの是正等の処理を行い、データベースとして整備するものです。現在、政府においては、このベース・レジストリを、国籍を含めた土地の所有者情報の一元的なデータベースとして機能するように検討しています。

私からの説明は以上になります。

○鈴木副大臣 今の説明に関し、私から一点補足します。

資料 25 ページの「国外からの新築マンション取得の状況」は、取得者の居住地が海外である場合の数値を表しており、国内に居住する外国籍の方が取得された場合は含まれていません。国内に居住する外国籍の方が取得されたものを含めた外国籍の方による新築マンション取得の状況については、まだ国籍が登記簿に記載されていないため分からない状況です。

○林座長 副大臣、ありがとうございました。

事務局から今の点について何かありますか。

○槇島外国人との秩序ある共生社会推進室参事官 副大臣から補足いただいたとおりです。資料 25 は国内に居住する外国人による取得は含まれていません。他方で、国外に居住する日本人による取得は含まれます。あくまでも居住地に着目した調査になります。

○林座長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関連して、委員の皆様方から御質問ありますでしょうか。

なお、総括的な御意見は後ほど議事 4 で併せてお伺いしたいと思いますので、この場ではただいまの御説明に対する事実的な質問のみをお願いいたします。対面の方は挙手を、オンラインの方は挙手機能を使用願います。

高橋委員、よろしくお願いいいたします。

○高橋委員 2 点質問させていただきます。

1 点目は資料 7 ページの外国人患者の未収金についてです。この未収金の定義は、その外国人が払わなかったということと一緒になのか、要するに結果的に不払いだったということに

なるのか、それとも一時的に未収になっているということなのか、それによって違いがあるのかも含めて説明願います。

それから、2点目ですが、資料25ページの、海外に居住している方からの新築マンション取得か、外国籍の方からの新築マンション取得かという話ですが、不動産ベース・レジストリによりデータの統合がなされた場合、個人、法人を問わず把握できるのか、また、法人の場合は、実質的な所有者が誰かということも含めてチェックできるのか教えてください。

○林座長 現時点で他に質問もないようですので、このまま回答に移らせていただきます。

1点目の外国人患者の未収金の定義について政府側より説明願います。

○倉賀野医政局総務課医療国際展開推進室室長補佐 厚生労働省医政局総務課の倉賀野と申します。

資料7ページの未収金の定義は請求日から1ヶ月たっても回収がされなかつたものです。そのため、例えば2・3ヶ月後に、結果的にこの未収金が回収されているというケースも想定はされます。

○高橋委員 結果的に払われたかどうかということに関しての統計はないでしょうか。

○倉賀野医政局総務課医療国際展開推進室室長補佐 仰るとおりです。資料7ページの調査で1ヶ月後未収になったものが、結果的に支払われたかどうかの統計はありません。

○林座長 ありがとうございました。

資料7ページについては、詳しい報告書が厚生労働省のウェブサイトにも載っていますので、またそちらも参照いただければと思います。

それから、2つ目の不動産ベース・レジストリに関する御質問へも回答もお願いします。

○槙島外国人との秩序ある共生社会推進室参事官 不動産ベース・レジストリの一元的なデータベースについて、個人の国籍や法人のいわゆる設立準拠法についてデータベースとして整理する予定ですが、実質的支配者については今後の検討課題と考えています。

○林座長 その他質問はないでしょうか。

それでは、私が資料6ページの「国民健康保険における外国人被保険者データ」について質問があります。まず、このデータを出していただいてありがとうございます。これまでロードマップの進捗管理を行う際にデータの開示について相談していたため、国民健康保険に関しこのようなデータが示されたことはとてもありがたく思います。

資料6ページの外国人の保険料収納率に係る調査では、約150自治体に対し聞き取りを行っていますが、何を基準に約150自治体を選定したのか、また、資料6ページにある「国保課調べ」とある調査は今後より詳しい内容を報告書等の形式で公表する予定があるのか教えてください。

○唐木保険局国民健康保険課長 厚生労働省保険局国民健康保険課長の唐木と申します。

御質問の1点目につき、現行制度上、国民健康保険料の滞納者については個人での把握はしていますが、外国人か日本人かを分けて把握しなければならないというルールはありません。しかしながら、全国1,700超の自治体に確認したところ、約150の自治体が、独自に外国人か日本人かを分けて情報を把握していることが分かったため、当該約150自治体に対し聞き取りを実施したものです。今検討しているデータ収集の仕組みを今後進めていき、将来的には外国人か日本人かの区別も含めて保険料の滞納率を把握できる仕組みにするつもりです。

もう一つ、「国保課調べ」の調査については、厚生労働省が各自治体から情報収集を行っ

ているものです。お求めがありましたらより詳細な内容をお示しできます。

○林座長 ありがとうございます。聞き取りを実施した約 150 の自治体名は公表できないでしょうか。また、経年的な過去のデータは蓄積されているでしょうか。

○唐木保険局国民健康保険課長 約 150 の自治体については、公表を前提とせずに聞き取りを依頼していることから、現状、公表は予定していません。

また、令和 7 年春先頃に取ったデータに基づいて約 150 の自治体に対し聞き取りを実施したものであるため、経年的にデータを収集しているものではありません。

○鈴木副大臣 確認ですが、有識者の先生方に国民健康保険に係る検討をしていただくに当たり、短期間日本に滞在された方が高額療養制度をどれくらい使われたのかといった数字を示していただければ、先生方の検討に非常に有用かとも思われますが、そのような数字を示すことはできるのでしょうか。

○唐木保険局国民健康保険課長 特定の 1 年間において外国人の患者の方が受診されたレセプトを用いて、その方が 6 か月以内に受けた高額療養費の額を確認することは可能ですが、特定の在留資格において、一定期間在留された方の高額療養費を確認することは現行データ上困難です。

○林座長 把握が困難な理由は、レセプトに国籍が入っていないからでしょうか。

○唐木保険局国民健康保険課長 おっしゃるとおりです。市町村において、レセプトデータで抽出されたレセプトと、当該外国人の情報との結びつけを住民基本台帳上で行う必要がありますので、自治体にかなり負担がかかります。外国人の高額療養費のデータをどのようにとるかは今後の課題です。保険料徴取に係る情報把握は現在進めていますが、給付についてはデータの制約がある状況です。

○林座長 今の御説明は国民健康保険に関する内容ですが、他の社会保険制度については国籍を把握できる制度にできないのでしょうか。

○唐木保険局国民健康保険課長 社会保険制度は内外無差別を原則としているため、日本人・外国人の区別なく、加入していれば保険料も支払っていただき、給付も受けていただくという仕組みになっています。国民健康保険は市区町村が運営しているため、加入者の国籍については住民基本台帳上の情報とひもづけしやすいという面があります。他方、協会けんぽや組合健保は、保険者の持つ情報が国籍に関する情報と連携しにくい状況ですので、今後、情報連携をするような仕組みができるかどうかということも含めて検討し、対応を考えていきたいと思っています。

○林座長 どうもありがとうございました。

それでは、島村先生、お願いします。

○島村委員 国民健康保険の未納があった場合に、滞納者への強制徴収等の対策がどれくらい取られているかについて教えてください。

○唐木保険局国民健康保険課長 例えば 1 年間未納があった場合、日本人・外国人ともに自治体の判断に基づき償還払いという扱いをするとともに、未納が 1 年半以上経過すると、自治体の判断に基づき保険給付が停止するという仕組みになっています。

滞納処分等に係る資料は持ち合わせていないのですが、滞納処分の対象が外国人か否かというところまで取っているデータはありません。なお、自治体に対するヒアリングにおいては、日本人であれば滞納処分は容易ですが、外国人は日本に一時的に滞在している方が比較

的多いため、財産処分を行いにくいという話を伺っています。

○林座長 他に質問はあるでしょうか。ないようですので、次の議事に移らせていただきたいと思います。

(4) 外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた検討方針

○林座長 議事4「外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた検討方針」についてです。

こちらについては、資料4に基づき、私から説明いたします。

資料4を御覧ください。

本有識者会議の当面の主な検討方針について御説明します。本有識者会議においては、まず総理指示を踏まえ、来年1月を目途に閣僚会議において改訂予定の総合的対応策においてお示しする外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた基本的な考え方や取組の方向性を検討するに際し、留意すべき視点を主な検討事項として想定しています。お時間も限られていますので、本会議では、外国人に関する個々の制度に関する御意見というよりも、当該検討においてどのような視点に留意すべきか、あるいはどのような点に注意するべきかといった大きな観点を中心に御意見を頂戴できればと考えています。

今後のスケジュールとしましては、令和8年1月上旬に第2回有識者会議を開催し、委員の先生方から先に述べた検討事項に関する御意見を頂戴し、本有識者会議としての意見を取りまとめたいと考えています。そして、政府において本有識者会議における議論も踏まえ、第2回関係閣僚会議で総合的対応策を改訂し、基本的な考え方、取組の方向性を提示できるよう検討を進めることとなります。

それでは、各委員の皆様方から、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた基本的な考え方や取組の方向性を検討するに際し留意すべき視点に関して御意見を頂ければと思います。

なお、本日御欠席の佐藤郡衛委員からは、事前に御意見を頂戴しておりますので、卓上配付しておりますので、ご参考ください。（注：本議事録文末に掲載）

それでは、ここから各委員の皆様に五十音順でお一人3分程度で御意見をお願いします。

それでは、齋藤聖子委員からお願ひいたします。

○齋藤聖子委員 ありがとうございます。

本日は、総合的対応策の今後の検討に資する観点ということで、少し補足的にコメントをさせていただきます。

この総合的対応策は適正な受入れと共生社会の実現に向けた包括的な施策が示されており、大変有意義で趣深いものというふうに受け止めています。その上で、今、私は国際移動について研究している観点から、今よく言われる現象で混合移動という現象について少しコメントをさせていただきます。

混合移動とは、様々な法的地位の人が同一の移動経路とか仲介者を共有して、移動の過程で在留資格を変えながら移動するという、近年よく言われている現象です。こうした混合移動が言われている地域というのは、ある経路での入国が難しくなると、別の経路にシフトする、あるいは就労目的で入国した後に、例えば庇護申請に切り替えるという形で、在留資格の変容が地点毎で行われるということがありまして、結果として、例えば来日前の移動履歴の把握が困難になるという現象が今問題になっています。

例えば、皆さんも御存じの国連薬物犯罪事務所などの東南アジアの調査では、調査対象に

なった約4,800人のうち、8割弱が非正規の仲介者を利用して、労働目的の移動や庇護を求める移動が同一のネットワーク上で展開されているということが報告されています。

この国際移動の分野で、この仲介者と言われる方々、ブローカーだけでなく支援をする方々も含めて、そのネットワーク自体がグローバル化しているという課題が挙げられております。私たちが実施しております調査研究でも、アジア各国の送出国又は経由国にいる仲介者が、送出国と受入れ国の双方に拠点を持って、例えば結婚とか留学とか労働といった異なる種別の移動を同時に扱っているという実態が見られています。

これは、日本の中、厚生労働省の調査でも少し、中国やベトナムの送出機関がインドネシアの送出機関に情報を渡して戦略を共有するようなことも言わわれていますけれども、こういうことが今頻繁に行われて、移動者の履歴をトラッキングしにくいという現象ができています。日本においては、二国間取決めの締結とか、監理団体・登録支援機関の適正な受入れ体制が整備されているので、このトラッキングができないで、仲介者がいろいろな戦略を応用したり適用したりするというようなリスクはある程度抑制できるというふうに思っていますけれども、こうした状況を今考えると、日本側の受入れ体制の整備だけではなくて、送出国や経由国の側で日本に滞在又は目指す外国人がどのような情報環境に置かれて、どのような仲介者と接点を持っているかというところから考え方マネジメントするということが大事なのではないかと思います。お時間だということで、一旦止めさせていただきます。

○林座長 どうもありがとうございました。

次に齊藤広子委員から御意見をお願いします。

○齊藤広子委員 オンラインで失礼いたします。齊藤広子でございます。

私、不動産やマンション管理の研究をしているという視点からお話しします。

まず、1点目には、不動産の所有や取引のルールは国によって大分違う中で、海外の方が日本の不動産を所有されたり取引される場合に、日本のルールを十分御理解されていないという課題があります。登記を含めて制度はかなり違いますし、それが十分に理解されていないということが課題になっています。その中で、こうした日本の制度をどのようにしっかりと周知していくかということが一つの課題かなと思いました。

そして、2点目には、海外に住んでおられる方が日本の不動産を投資目的で購入することが、日本の住宅価格の高騰に影響を与えるのではないかというような御指摘も含めて、しっかりと見ていただいている中で、今日は非常に丁寧な分析をしていただいた情報を提供していただいたかと思います。こうした実態をしっかりと捉えていただく、その実態と課題の中でどのように政策が必要かということを考えていく必要があると考えています。

例えば、国内に住んでいない方が日本のマンションを買うことで、取引が増えることによって価格が高騰するだけではなく、例えばマンションであれば、マンションの管理組合の運営に大きな影響を与えていくことがあるかと思います。実質的にはいろいろなことの連絡がつきにくい、管理費が集めにくい、あるいは総会を開きたくても委任状が集まらないといった問題が既に起こってきました。こういったことに関しては、2026年4月1日から改正区分所有法が施行され、国内管理人制度が生まれますから、新たな制度が問題点を改善できるのかという点もしっかりと実態を捉えて考えていく必要がありますが、来年4月1日まで待てない部分に関しては、早急に検討していく必要があるかと思います。

実際に、不動産を誰が購入し、居住者がどうなっているかの実態が把握できない中で、と

にかく実態を把握しないと政策が打ち出せないという意味では、新たな方策をこの場で検討していくというのは非常に重要なと思います。今なかなか情報がない中で、私としては、具体的な方向性を申し上げにくいですが、実態を把握した上で適切な方策、政策というのをぜひ皆さんと考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○林座長 ありがとうございました。

それでは、続いて境田正樹委員の方からお願ひします。

○境田委員 境田でございます。

まず私、先ほど申し上げましたとおり、経済安全保障的な観点から申し上げますと、この外国人が土地を取得するという問題について、日本人はその国の土地を買えないのに、向こうだけ買えるのはおかしくないのかなと思います。本来、そういう外国との関係というのは相互主義と公平主義というのがあると思うんですけれども、そのように日本人とか日本企業は買えないのに買われるという実態がある。これをどう考えるかということが1つあると思います。

さらに、外国人といったときに、その外国というものの法制度がいろいろあると思うのですが、例えばある国では、国の政策として国家安全に関する事に關しては、国民に対して遵守とか証拠提供とか支援協力を求める国、それから、その国のあらゆる国民や企業に対して情報活動への協力を強制することを法で定めている国があるわけです。そういう国であれば、ある時、國の方針で、その外国人が持っている日本の土地とか不動産がその外国によって完全に支配されるという可能性やリスクがあるわけです。そのような海外の國の法制度との相関関係において、そういったところも検討する必要があるのではないかということを1つ考えております。

それから、安全保障という観点からいうと、土地を取得するということも、今、AI、デジタル、ドローン、生物兵器、化学兵器等、様々な先端技術がどんどん社会とか生活に浸透していき、防衛分野でもすさまじい技術革新が起きているわけです。我々に対するリスクというものがすごく多様化し、高度化しているわけです。今現在、重要土地調査法というのがあって、これは非常にそういう経済安全保障の観点からも重要な法律だと思いますけれども、こういった様々なリスクが多様化、顕在化する中で、今の法律だけで日本の土地が守れるのかということにもちょっと懸念を抱いております。

それから、最後に国籍の問題ですが、国籍の把握というのは実は簡単ではない。企業がどの国の人ですかと国籍を尋ねることはできませんと言っている、そういった地方の労働局もあって、極めてそこは謙抑的です。そういう問題で、結局どの国の人か分からなくて採用してしまうことがあったり、あとはビザの申請のときに、二重国籍を持っている人が、ある国の1つの国籍だけ書けばパスしてしまうこともあります。そうすると、ひょっとして懸念国であるかもしれないということが把握できないこともあるので、この国籍の把握というのも、この外国人との秩序ある共生社会実現にとって一つの課題ではないかなと考えております。以上です。

○林座長 ありがとうございました。

それでは、四方委員、お願ひいたします。

○四方委員 四方でございます。

私からは、まずもってこの会議の目的でもある共生社会の実現というのが、我が国の安全と繁栄のために不可欠なものだということの前提に立って発言させていただきます。共生社会実現のためには、日本社会の方と、それから来日される外国人の双方において一定の努力が必要だろうと思ってございます。

日本側では、外国人の方々を単なる労働者とは考えずに、生身の人間としてお迎えしなければいけない。そして、安心して働き、学び、暮らせるような構えを日本側でも取らなければいけないわけでありまして、そのためには関係省庁、それから大切なのは地方公共団体、あるいは産業界の方でもしっかりとそのことを理解していただきて、一緒に取り組んでいかなければならぬのではないかと考えています。国だけでできる仕事ではないかと思いますので、今後の方針の中には、商工団体や産業界の方々の奮起も期待したいというところを考慮していただければと思う次第です。

それから、来ていただぐ外国人の方々にも、日本で日本人と共に暮らし働いていただくためには、なるべくそのための準備をしていただいた上で来ていただけるようにしていっていただきたいわけでして、結局不法滞在でもいいから取りあえず日本に来てしまえば何とかなると思っていたり、あるいは過大な借金を抱えてきて、普通に働いていたのでは返せないという状況であると、犯罪でもしないとどうしようもないということになってしまふわけです。来ていただぐ外国人の方々にも一定の準備をしていただき、そのためには外国の関係機関だとか、あるいは来日に当たっての仲介の事業者の方々を通して、外国の方々にもそういうことを理解していただかなければいけないと思っております。それにもかかわらず、またどうしても不法滞在等が起こってしまう場合は、既に策定されている不法滞在者ゼロプランや不法就労の取締りなどを引き続き並行して頑張っていただけたらと思っております。

私からは以上でございます。

○林座長 どうもありがとうございました。

それでは、島村委員の方からよろしくお願ひいたします。

○島村委員 私の方からは、ロードマップや総合的対応策というのが策定されていて、進展していることが非常に有意義だと思っています。依拠すべき理念ですかビジョンというのを明確にしていく必要があると思います。

社会の中で人々が生活していく上では、やはりルールは重要でして、そのルールを守っていただぐということは大事だと思うのですが、そのルール自体をやっぱり知る場、勉強する機会が極めて重要だと思います。日本国内どこの自治体に住んでいたとしても、同じような情報が受けられるように、学べるような仕組みを国が率先して展開していくことができればよいかと思っています。先進的な事例の横展開を国がリードしていくとよいと思っています。

先ほど、生身の人間というお話もありましたが、やはり妊娠をしたり医療機関にかかるということもあるかと思います。その上では、医療保険に入って制度を使えるということが重要ですが、滞納への対策としては、まず制度を理解していないと、なぜ払わなければいけないのかということも分からないので、そこをまず制度理解をしていただくようになるというのが1つと、やはり滞納は外国人に限ったことでもないので、内外人平等の原則や比例原則などの観点からも重要な、慎重な検討が必要かと思っています。

また、制度の周知だけでは難しくて、外国人が医療機関に行くときのハードルは高いと思っています。医療が必要なときに医療機関に行けるための体制整備、具体的には通訳さん

やコーディネーターさんが、今だと各医療機関だったり患者さんベースになっているかと思いますが、しっかりと医療を受けられるような環境の整備として、財源を国が確保していくとありがたいと思っています。診療報酬の文脈だとやはり少し難しいかなと思いますので、外国人支援という文脈で公的な支援が行われるとよいと思っています。ビザの値上げの話もあったかと思いますので、その引き上げた分を、外国人の方が学べる環境や、先ほど申し上げた財源の確保等に使っていただけるとよいと考えております。

以上になります。

○林座長 ありがとうございました。

それでは、高橋委員の方からお願ひいたします。

○高橋委員 私からは、社会統合政策の必要性について申し上げたいと思います。

日本は、いわゆる移民政策を取ってこなかったわけですが、加えて外国人比率が低かったので、外国人問題というのは受入れの入り口である出入国在留管理政策を中心であったと思います。受入れ後の共生社会実現の取組はまだ日が浅いと思います。とはいえ、共生社会実現のための政策が不在であったわけではなくて、これまでも総合的対応策、あるいはロードマップに沿った政策展開が図られてきたわけです。

今後も日本に滞在する外国人の増加が続くと見込まれる下では、共生施策については、社会統合維持のための政策を補強していく必要があるのではないかと考えます。ここで申し上げる社会統合維持のための政策とは、外国人の日本への同化を求める政策ではなくて、外国人の権利の保障と義務の履行、これを促進し、文化の多様性を維持しつつ、日本人と外国人が同じ地域の構成員として責任を分担することを目指す政策だと考えます。

その社会統合政策の大きな柱は、外国人の日本語能力の取得だと思います。日本語教育体制の整備はまだ道半ばであり、今後、非漢字圏の外国人の増加が進む下では、日本語教育は一層重要な役割になるとと思います。また、外国人本人だけでなく、その家族への日本語教育環境も整備していく必要があり、日本語教育人材の量と質の拡充が急務だと思います。

さらに、社会統合の観点からは、外国人に対し、日本語能力に加え、受入れ社会に関する知識など、社会統合能力と申し上げたいと思いますが、その取得を求めていくことも必要ではないかと思います。外国人の入国前や入国直後に初步的な社会統合能力を学んでもらう、加えて、中長期に滞在する場合には改めて社会統合プログラムへの参加などを条件としていくべきではないかと思います。また、まずは社会統合政策の意義について、外国人、国民双方に啓発を行っていく必要があるのでないかと思います。

それから、外国人増加の影響は地域によってかなり差がございます。外国人比率が今3%を超えたと言われていますが、地域によっては既に3割を超えている自治体もあります。自治体にとって、外国人は地場企業の労働力確保、地域社会の維持に必要な存在という側面がある一方で、外国人の増加は自治体の負担にもなっていくわけです。その意味で、共生社会の実現に向けた政策を展開する場合には、国、地方、民間の役割分担を明確にして政策を推進していく必要があるのではないかということを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○林座長 どうもありがとうございました。

それでは、田村委員の方からお願ひいたします。

○田村委員 ありがとうございます。

既にほかの委員の方々もおっしゃっているように、私も社会統合政策プログラムを進めていくことが重要であると考えています。これはヨーロッパも既に行っていることです。言語教育やその社会の習慣を学ぶ機会をきちんと保障していくということが大変重要でして、これは1990年に施行された改正入管法、日系人の方が増えたわけですけれども、これは子供も連れてくることは分かっていたにもかかわらず、日本語教育も提供せず、子供が学校に来ても通訳もつけない、何ら把握もしなかった。結果として30年放置されてしまったわけですね。

本来ですと、来日時、あるいは住民登録をするときに、世帯ごとに日本語能力はどうなっているのか、今何歳の子供がいて、就学すべきかどうか、健康保険に加入すべきかどうか、納税はどうか、全部最初の段階で確認をして把握をして、この世帯は1年間に一体何時間分の日本語教育が必要なのか、どの制度がまだ漏れているのかと確認をして把握をする、そういうことをやっておけばよかったのですが、そういう仕組みがない状況です。

今、いろいろなデータが紹介されました、やはり国籍別のデータはないものがほとんどです。データがないということは、もちろん日本社会において不安を増大させるきっかけにもなりますし、外国人の方にとっても、不利益を被っていても分からぬ状態になります。国民健康保険に入っていない人がいる一方で、本来その人は社会保険に入るかもしれないが、それすら分からぬという状況ですから、何らかの形で社会インフラを整えていく、入国時ないしは住民登録の際、あるいは在留資格更新の際でも構いませんけれども、世帯ごとのニーズをきちんと把握して、その世帯に必要な日本語教育や、通訳かもしれないし、就学状況の把握かもしれないし、そういったことをしっかりとやっていく、そういう前提があつて初めて、例えば在留資格の更新時にこの世帯は健康保険が未納だから認めないと、永住者資格があるのに日本語能力がないから在留資格はどうかという議論ができると思います。今は把握するすべもない状況ですから、まずは日本に来た外国人の方も安心して生活ができるような社会インフラをしっかりと整えていく。ただ、日本語の先生もたくさんいるわけでもないです、自治体も手が回りませんから、そこは何らかのデジタルを活用して、全国的に社会インフラを整えていくということをこの際ぜひしっかりとやっていただければと思います。

また、先ほど四方委員からもお話をありがとうございましたが、ロードマップや総合的対応策は、政府だけで取り組むべきものではないと私も思います。官民連携をして、それぞれの役割を果たしていくことが重要です。これまでのロードマップは各省庁が何をするという施策集だったんですけども、次に作るべき総合的対応策やロードマップは、ぜひ民間の役割もきちんと示して、向こう5年間どういったことが必要なのかということも書いていくべきではないかと考えます。

以上です。

○林座長 ありがとうございました。

それでは、次に松尾委員からお願ひいたします。

○松尾委員 ありがとうございます。

外国人の受け入れに関しては、制度の本格的な改革に向けて今動き出すために、非常に良いきっかけをこの会議は与えてくださっていると思います。それを前提にして、4点ほど申し上げたいと思います。

まず、第一に、全体の方向性として、この外国人との秩序ある共生社会の実現という方向

性は非常にすばらしいものだと思います。取り分け、新しい文化の創造力の源泉として多文化共生のメリットをどのように実現するかは非常に重要な問題で、日本人の視野もどんどんグローバル化しなければならない、そのような方向性をまず確認した上でいろいろな問題を解決していくことが大事であると思います。いろいろな人からいろいろな考え方が出てくる中で、新しい思想や技術、アイディア等が生まれてきますので、そのようなものを日本のこれから活力の源泉にしていくという方向性をまず確認する、その意味で、秩序ある共生ということは非常に良いモットーだと考えています。

その上で、第二に、今日も幾つかデータを出していただきましたが、まずは正確な情報を十分に把握することが大事だと思います。先ほど座長も御確認をされた約 150 の自治体の外国人の保険の収納率について、63%と聞くと、外国人が未収となっている率は結構高いのではないかという印象を与えると思うのですが、それが一体どのような前提で把握された数値なのか、払わなければならぬと分かった上で払わない場合も、払うことを知らなかつた場合もあるかもしれない、このような点をしっかりと把握した上で情報を共有していく必要があると思います。また、7ページに医療費の未収金の発生の患者の割合が 1.2%とありましたが、日本人と比べると多いのかどうかについても、情報を正確に収集、把握した上で公表する必要があります。重要なことは不正確な情報による疑心暗鬼をなくすことです。不十分な情報で中途半端な印象を与えられて、それで過剰反応、オーバーリアクションが起きるということは、共生を考えていく上で非常にもったいない話ですので、そこはきちんと正確な情報を把握していくことが重要です。これからこのような方向性で行くということが今日確認できましたので、ぜひお願いしたいと思います。

第三に、既存のルールを遵守するという方向性です。これは非常に重要なことですが、その既存のルールを遵守するためには、既存のルールをしっかりと理解してもらう、これが大事なのですが、日本では、外国人にとっては既存のルールを知ることに大きなハードルがあるように思われます。私も、学生たちがある日突然水道が止まってしまったと相談を受けたことがあります、よく聞いてみると、請求書を何か月分もためていたことがありました。これは請求書が日本語でしか書いていないので、内容を理解できなかつたことが原因でした。やはり情報が不足しているのだと感じた次第です。あるいは、銀行口座を開設するときにも、口座名を片仮名表記にしないと銀行口座が開設できない、つまりアルファベットでは銀行口座を開設できないということも私は初めて知りました。外国人が日本に来て、圧倒的なアウエー感の中で生活し、非常に不安もある中、そのギャップを外国人と日本人の双方が協力して少なくしていくという努力が必要であると日頃から感じています。

既にロードマップではいろいろなアイディアも出していただいているし、先ほど島村委員や高橋委員や田村委員からの御指摘があったことは非常に重要なことだと思います。今日、佐藤委員が出てくださっているメモにも、子供世代も含めて、既存のルールをしっかりと共有していくための対応をやっていくことが重要であると考えています。その場合には、地域コミュニティーでこの外国人を受け入れることについてもギャップをなくしていく、相互に敬意をもち、安心して暮らせる、そういう方向性もやはり見ていく必要があると考えます。地域コミュニティーの人々が、共に暮らす外国人の目線で、ルールの理解と共有がどうすれば可能になるかを考えることも大事だと思います。

第四に、外国人による土地の取得規制のあり方が問題になっていますが、実は日本では土

地の利用規制が非常に緩いという特徴があります。このため、ある土地を誰かが買って、周辺の地域の人々が予想しない建物の建設計画が突然持ち上がって驚くということが起こるのですが、本来そういうことがないように、地域コミュニティーをベースにして土地の利用の計画や利用の規制についてのしっかりしたルールが存在すれば、誰が土地を買っても安心していられると思います。それが将来的に目指すべき本来の土地ガバナンスにおけるルールの在り方だと思います。その意味では、日本の土地法制のルール自体にもまだ改善の余地があると思います。ただし、それには理由があります。日本では従来、土地取引ができるだけ自由にすることで金融を活性化させるという政策があったため、あえて土地の取得規制を緩やかにし、土地取引を自由にしてきたのですが、こうしたメリットを活かしつつ、そろそろ、しっかりとした土地の利用規制のルールを作つて、国籍を問わず誰が買っても安心という方向を目指していくという段階に行くべきかと思います。その意味で、今回の会議は非常にいいきっかけになると思いますので、そこまで考えていきたいと思っています。ありがとうございました。

○林座長 ありがとうございます。

それでは、結城委員の方からお願ひいたします。

○結城委員 ありがとうございます。

私からは3点申し上げたいと思います。

第1点は、社会統合です。今回の資料は、外国人児童生徒といったときに、公立学校に在籍している子たちのデータが中心になっています。確かに、外国人児童生徒は、義務教育段階に約13万8,000人いますが、外国人学校にも約1万1,600人が在籍しています。また、不就学状況の子どもは、約1,000人、就学状況が把握できない子どもは7,322人いると報告されています。私は、リーマンショックの影響下で子どもたちが一般的に授業料が高額だった外国人学校に行けなくなり、不就学状況になっていた現場を見てまいりました。文部科学省が平成21年度（2009年度）から平成26年度（2014年度）の約6年間にわたり「虹の架け橋教室」を実施して支援をされました。今後は、過去の知見から、そうした歴史を繰り返さないよう、先手を打つ方策が求められると思います。

第2点は、土地取得についてです。私は専門外ですが、投資家にとって、海外の株、債券、商品、不動産等に投資することは、これまで行われてきたことです。そこに何らかの規制をかけるとすれば、国際的な基準に照らし合わせ、その合理性を示すことが必要になってきます。その合理性のあり方が、日本独自のものになるのかどうか、前者となる場合は、対外的にも説明できる新たな秩序が求められると思います。

第3点は、「秩序」という問題は「心」の問題、つまり、人の「感情」に関わる、ということです。秩序をしっかり言えば言うほど反発する人も出てくるでしょう。日本においては、「秩序」は文脈依存的で見えにくいものと言われています。ですので、「秩序」を明文化したり見える化したりするということが、生まれ育った文化や社会が異なる人々が増えてくる社会では、不可欠になってきます。これは、やさしい日本語で伝えるだけではなく、相手に伝わるように伝えていくということも併せて検討していかなければならないと思います。つまり、生まれ育った文化や社会が異なる人たちに伝えたい場合には、自分にとって当たり前の慣習や前提は、相手にとっては当たり前ではないという前提に立つ必要があります。そして、その文化的背景や心情を配慮し、その異なる国の人たちの制度がどうなっているかとい

うことも念頭に置いて、分かるように、納得するように伝えていくことが求められます。今後は、相互理解、相互尊重を図る文化の翻訳が日常的に図れるように、幼児期から異文化間コミュニケーションの形成と多文化マインドの形成、これを段階的に図っていくような仕組みも同時に作っていく必要があると考えます。以上です。

○林座長 ありがとうございました。

それでは、吉原委員の方からお願ひいたします。

○吉原委員 ありがとうございます。

私の方からは、土地政策について何点か申し上げたいと思います。

まず、土地については、個人の相続から国の安全保障まで非常に幅広い問題があります。そこで、問題を類型化して、その中で外国人、つまり国籍の問題、あるいは非居住者がその土地を利用したり管理したり、あるいは、所有するということにどのような課題や特色があるのかということを整理をして、そして必要なルールを抽出し、徹底していくという何段階かのステップが必要でないかと思っております。

その際に基本となるのが、土地という財は、単なる商品ではなく、ほかの財とは大きな特徴の違いがあることを認識することでないかと思っております。すなわち、土地とは、私的所有権の対象であると同時に、公共性が高い財です。私たち自身では土地を作り出すことはできず、そして隣接をしており、自分がその土地をどう利用し管理するかがお隣にも影響していき、まちづくり、生産基盤、災害対策、それから国土保全の問題、そしてやや大げさな言い方をすれば安全保障、領土の問題にも影響していくという、個々人の行為の積み重ねが皆の問題になっていく、そういう特色を持ってています。

そして、もう一つは、物理的に不可逆性が高いということです。一旦乱開発が起きてしまったり不適切な利用があったりした場合、それを元に戻すということが非常に困難です。したがいまして、予防がとても重要であり、そして誰であっても守るべきルールを確認することが大事だと思います。そして、その誰であっても守るべきルールの中において、安全保障ということについては、特に国籍や非居住者であることがどのように課題になるのかをしっかりと言語化して、皆が分かるようにしていくことが大事であろうと考えています。特に人口が減っていく中で、地方においては自分の土地を維持管理しきれず手放したいというニーズが高まっています。一方で、経済活動はグローバル化し、海外の投資家が日本のすばらしい環境に魅力を感じて、その土地を買いたいと、そこに売手と買手のニーズが一致をすれば、どんどん売買は進んでいくわけですね。その現象をどのように把握をし、そして何が適切なルールなのかということをこれから段階的に検討していく必要があろうかと。そして、そのように考えますと、この問題は外国人の問題というよりも、我々が積み重ねてきた土地政策、土地制度の在り方の問題であり、大きな土地制度の観点からこの問題を捉え、その中の多文化共生、そして秩序ある利用、管理の在り方というものを検討していくことが大事ではないかと思っております。

○林座長 どうもありがとうございました。

本会議は 45 分に終わることにしておりまして、あと 7 分ですが、私の方からも、少し個別の話にもなるかもしれません、皆さんと同じ 3 分ほど、少し話させていただきたいと思います。

まず、ちょうど吉原委員から人口減少等という御指摘がありました。確かに人口減少です

が、ただ、我々、外国人の施策は、人口が減るからそれで外国人を増やそうとしているわけではないとずっと言い続けてきていたところはもう一回考えるべきと思います。ダイバーシティを広げて、活力のある社会にするということはまず大前提としてあると思います。その中で、やはりきちんとデータを出すことが重要であるということで、例えば国民健康保険については外国人の収納率は 63%との調査結果が出ていますが、日本人も同じ国保課の事業報告によれば、25 歳未満は 68%しか払っていないという結果があります。日本人と比べたときにどうなのかということも踏まえて検討していくことが重要です。一度データを出していただければ、その後いろいろな分析に広がっていくと思いますので、まずは出していただくことがとても重要ですし、今回はとても良かったなと思っております。

それから、先ほど境田委員から国籍把握の困難性についての御指摘がありました。これはどういう形で国籍を把握していくのかについては丁寧に取り組んでいく必要があると考えています。

それから、マイナンバーについてですが、先ほど齋藤聖子委員の方から御指摘があったように、今いろいろな形で行ったり来たりする方もいらっしゃいますし、マイナンバーは継続的に、別の国の人であっても日本に親しい人ということで使っていただければいいなと個人的に思っております。

それから、日本人は特定の国においては土地を購入できないということについて、例えばビザのように相互主義にすることは、一つの大きな御提言だと思いますので、この会議を通じて、土地制度に関する非常に大きな改革が進む転機になったらよいと思いました。

それから、最初に少しダイバーシティという話をしたのですが、外国では、国籍が偏らないように受入れを決めるという政策を取っている国が少なからずあります。日本の周辺環境等を勘案し、ダイバーシティという形でいかに受入れ政策を作っていくのかという点は、一つ日本の個別事項としてあると思いました。

最後に、特に土地については、事務局においては現場の声も踏まえつつ、土地などの分野に精通しておられる委員の方々によく御相談いただいて、今後丁寧に考え方の整理を進めていただきたいと思っております。

3 閉 会

○林座長 それでは、以上をもちまして第1回外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

—了—

＜佐藤委員提出意見＞

- 子どもの教育と日本語教育について、今後検討すべき課題を「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の成果を踏まえて書面で提出いたします。日本語教育と言語保障は、生活、就労、地域社会への参画を支える基盤であり、子どもから成人まで一貫して支える教育政策として、国・自治体・学校・企業・地域が協働して総合的に整えていく必要があります。以下、子どもの教育と日本語教育に分けて述べます。

● 子どもの教育

まず、ロードマップでの主な成果です。

- ① 学校での日本語指導の制度化が進み、高校段階まで手引や特別の教育課程が整備され、教材開発やアドバイザー派遣も活用されるようになりました。
- ② 就学案内や多言語ガイドブック、学齢簿システムの整備により、就学状況を把握しながら支援する仕組みが整ってきました。
- ③ 幼児から高校、夜間中学まで支援が広がり、居場所づくりも含めた包括的な支援体制が強化されました。

次に、今後の課題です。

第1に、就学の保障です。未就学や不就学の子どもが依然として存在し、教育機会の欠如や学習遅滞が将来の就労困難や社会的孤立につながる可能性があります。早期の実態把握と初期支援の強化のための施策が必要です。

第2に、学びの基盤づくりです。学校における日本語教育の再定義が求められ、授業への参加、学校生活での関係づくり、未来を拓く資質・能力の育成を目標とする必要があります。これに沿ったガイドラインを作成し、担当教員が体系的に日本語指導を行えるよう整備することが重要です。また、多様性を包摂する教育体制の整備、高校における教科と連動した日本語教育やキャリア教育の充実も課題です。

第3に、支援体制の整備です。地域間格差を是正するために、受入れ手続きの標準化、ICT・遠隔指導の活用が必要です。日本語指導を必要とする児童生徒の増加に対応するため、担当教員の基礎定数の改善、日本語指導補助者・母語支援員の確保が不可欠です。また、担当教員や指導者への研修の充実も重要です。さらに、関係機関（首長部局、ハローワーク、NPO等）との連携をより実質的なものにし、支援体制全体の底上げをしていくことが課題です。

● 日本語教育

成人を含めた日本語教育のロードマップにおける主な成果です。

- ① 地域での体制整備が進み、コーディネーター配置や日本語教育参照枠の活用が広がりました。
- ② 「つながるひろがる にほんごでのくらし」など ICT 教材が普及し、学習機会が拡充しました。
- ③ 日本語教室の空白地域への支援、日本語教育機関の認定制度や登録日本語教員制度が始まり、制度面が整備されています。

今後の課題は、簡潔に言えば「ヨコとタテ」をつなぎ、面として施策を展開することです。省庁間の施策の有機的連携、日本語教育施策と他施策の統合、そしてライフステージを貫く一貫した日本語教育体制の整備が課題です。以下、具体的な検討課題です。

第1に、切れ目のない学習体制の整備です。入国直後から生活、子育て、学校、就労、地域参画まで一貫して学べる体制を構築する必要があります。初期教育、夜間・オンライン学習、保護者向け日本語、専門日本語、高齢者向け講座など、「生活→就労→参画」を支える学習システムを整えることが求められます。

第2に、日本語教育と他政策の統合です。「秩序ある共生社会」の実現には、行政・福祉・労働などと一体的に日本語教育を進めることができます。入国時オリエンテーションや在留資格との連動、医療・保険・子育てにおける日本語保障など、省庁横断の政策運営と自治体の体制強化が課題です。

第3に、日本語能力評価の整理と整合化です。日本語教育参照枠を基に、目的の異なる複数の評価制度を整理し、学習者にとって分かりやすい一貫した評価体系を整える必要があります。教育機関と入管制度の互換性を高め、在留資格とも連動し得る評価システムの整備が求められます。

第4に、日本語学習を地域社会への参加につなげることです。自治体を中心に学校・企業・NPOが連携した「地域の統合プラットフォーム」を整備し、市民への異文化理解教育も含めて社会参加を支える環境をつくることが今後の課題です。